

## ○ 官民連携を阻害している要素はあるか。

(主な意見)

- ・ 官民連携は人材不足の解決策の一つとなり得るが、水道事業はPFIやPPPの動きが遅い。理由としては事業を任せられる事業者が少ないとか、事業者とうまく対話できていないことがあるのではないかと。
- ・ 地元技術者の育成や雇用の確保の観点から、官民連携の推進を議論すべき。
- ・ 日本では広域化と官民連携を両方同時に進めるのがよいのではないかと。そのためには、インセンティブとしての財政支援や具体的なメリットを、強く打ち出すことが必要。
- ・ 水道事業の基盤強化の観点から、技術力や人が不足している中小事業体については、通常の民間委託や包括委託を強化していくことも重要。コスト重視の委託になっている中、入札における最低制限価格の設定や、委託期間の長期化、リスクに関する問題の解消により、民間にとって魅力のある包括委託を考えてほしい。
- ・ 官民連携の推進に当たり、制度上障害となっているものがあるとなれば、除去していくことが必要。

○ 国においては、手引きの作成、研修の実施、水道事業における官民連携の導入に向けた調整等に対する予算措置、官民連携推進協議会の開催等により官民連携を支援しているが、そのほかに支援策はあるか。

(主な意見)

- ・ しっかりした技術力や責任体制があり、民主的かつ公平な運用ができる協同組合を中小企業庁が証明している官公需適格組合制度や、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)における地域の社会資本を維持するために地元情報に精通した者を活用すべきとの方針を、官民連携においても活用できないか。
- ・ 官と民の関係性について、水道事業者や民間企業の参考になるモデルケースを示すべき。
- ・ 工事発注を迅速化するため、設計工事込みの発注(DB)を管路更新に関する工事発注においても導入してはどうか。

## ○ コンセッション方式の導入に係る課題は何か。

(主な意見)

- ・ 海外では、強制的に広域化した上で、民営化等の対応を行ってきたという例がある。ある程度広域化を進めてからでないと、コンセッション方式はなかなか進まないのではないか。
- ・ イギリス、フランスが20年、30年かけてやってきたことを、日本ではこれからスタートしなければならず、課題が多岐にわたる中で、広域連携や官民連携の推進の大きな方向性を示しつつ、足下では課題を1つずつ解決するという積み重ねが重要。
- ・ コンセッション方式を進めるに当たり、地方公共団体の認可が廃止され、運営権者が認可を取得すると、運営権者の責任が重くなるため、所有と経営の分離についても検討する必要がある。
- ・ コンセッション方式における水道料金の議会の関与の方法を整理すべき。
- ・ コンセッション方式により民間が運営することも考えられるが、その場合、民間企業が運営を継続できなくなった場合に最終的に市町村が当該水道事業を担うということは、広域化の理念にそぐわないのではないか。
- ・ コンセッション方式の導入は利用者として良いことばかりではないと考えられるため、特区又はモデル的に手を挙げている所にやってもらうべき。官民連携の推進は時期尚早で、もっと慎重に検討すべき。

- コンセッション方式のメリットばかり強調されている気がするが、官民連携についてどの方がよいのかについては、水道の歴史や事業者の責務、国民との関わりを総合的に考え、時間をかけて検討しないと判断できないのではないか。
- 運営権者が運営を継続することが困難となった場合、自治体が水道事業を経営するというのは、コンセッション方式の採用から数十年経てば、ノウハウを持った職員はいなくなるため、仮に自治体に事業運営を戻したとしても、事業を行うことはできないのではないか。
- コンセッション方式がうまくいかなかった海外事例等についても紹介してほしい。第三者委託制度でさえ、採算が合わない所は利用しにくいのが現状。色々な事例を基に、慎重に議論をしていく必要がある。
- 住民の利益の観点から、水道事業にコンセッション方式がなじむのか、本当に推進の必要があるのか疑問。官民連携そのものは否定しないが、コンセッション制度が水道事業において本当にメリットがあることなのかを示してほしい。

## ○ 水道事業の認可について、現行制度を踏まえ、どのように考えるか。

### (主な意見)

- コンセッション方式においては、災害対応時等、責任の一部が官に残るにもかかわらず、料金徴収のためにコンセッション事業者が認可を得ることは、全責任がコンセッション事業者にかかることとなり、実態と制度上の責任が合っていないのではないか。
- コンセッション事業者が事業継続できなくなった場合に、官側が最終的に責任を持つことになるが、官側が認可を持っていないことになるため、官が水道法上の責任を持つ根拠がなくなってしまうことも、自治体がコンセッション方式をなかなか採用できない原因の一つではないか。
- コンセッション事業者が水道料金の認可を得たとしても、その水準がPFI法に基づく条例で設定されているコンセッション事業者に課されている水道料金の上限を超えてしまう可能性があり、料金変更に伴う条例改定が議会で認められないことが起こり得るが、このような場合の対応を整理する必要がある。
- コンセッション事業者と官で役割分担をするに当たって、どのような問題点が生じるのかを示すとともに、空港における民活空港運営法のような特例法の規定を設けることも検討すべきではないか。
- コンセッション方式を水道事業に適用するのであれば、その際の問題点をどうするのかというように、論点を絞って検討するべきではないか。